

鳥取県告示第655号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成24年11月19日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年9月25日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ECOフューチャーとっとり
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岡崎 誠
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市若葉台北一丁目1-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県における低炭素社会の実現に向けて、様々な活動主体と連携・協働して取組を推進することにより、地球温暖化防止に係る活動主体の自主的展開の促進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員任期等
 - (2) 総会の権能、開催、招集、決議、表決権及び議事録
 - (3) 理事会の開催、招集、決議、表決権及び議事録
 - (4) 資産の構成
 - (5) 資産及び会計の事業計画及び予算及び暫定予算
 - (6) 資産及び会計の事業報告及び決算
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の帰属